

鳥取縣公報

條例

昭和二十六年四月三日
第二千百九十七号 火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

◆鳥取縣條例第二十八号

昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十八号鳥取縣通信教育受講料徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

附則

鳥取縣通信教育受講料徵收條例中改正條例

第一條中「縣立學校の生徒」を「縣立學校の園兒、生徒」に改める。

第二條中「第一項第二号「定時制の課程にあつては年額一千二百円」を「定時制の課程にあつては年額一千四百円」に「夜間の課程にあつては二千四百円」を削除し「幼稚園の課程にあつては千八百円」を加える。

この條例は昭和二十六年四月一日から適用する。

附則

別表を次のように改める。

第一條 この條例は公布の日から施行し昭和二十六年四月一日から適用する。

00472

鳥取縣公報

第二千百九十七号 昭和二十六年四月三日

(第三種郵便物認可) 六

◆鳥取縣條例第三十二号

昭和二十五年八月鳥取縣條例第二十五号鳥取縣木材檢查
條例は、昭和二十六年三月三十日限り廃止する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

規則

◆鳥取縣規則第十六号

鳥取縣水產製品檢查條例施行規則（昭和二十五年七月鳥取縣規則第四十四号）は昭和二十六年三月三十日限り廃止する。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告示

◆鳥取縣告示第一百四十四号

鳥取縣立兒童福祉施設皆成學園を鳥取縣金計規則第二條

◆鳥取縣告示第一百四十六号

労働組合法施行令（昭和二十四年六月政令第二百三十一号）第二十一條の規定により鳥取縣地方労働委員會委員を昭和二十六年四月一日次のように任命した。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00473

区分	氏名	生年月日	住所	職業
公益委員	田中 秀次	明治三一、九、二六	鳥取市西町九三	弁護士
若木 祥	" 四〇、九、八	"	東町一六ノ一	鳥大教授
大島 広正	" 二九、四、二一	東伯郡上北條村	上北條村長	
青戸 辰午	" 三〇、六、三〇	米子市加茂町	弁護士	
錦織 雄吉	" 三九、二、一三	" 東町九一	眼科医	
使用者委員	清水 臨藏	" 三〇、一二、一二	鳥取市梶川町一二ノ一	阪鳥製冰（株）社長
清水 英雄	" 二八、二、七	" 東品治町二〇一	大同木材工業（株）取締役	
山井 儀保	" 二五、三、五	東伯郡倉吉町東町四四〇ノ二	倉吉織維（株）社長	
加藤 章	" 三五、一一、二七	米子市明治町八	山陰日々新聞社々長	
河村 威夫	" 四〇、三、一七	" 錦町三丁目八九	日本レーョン（株）米子工場長	
労働者委員	河上 正俊	大正 三、九、一四	鳥取市豆腐町一四	日通鳥取支店職員
斎木 養正	" 三、一〇、一〇	" 東町三〇四	中國配電鳥取支店職員	
松本 嶽	" 五、九、二八	東伯郡倉吉町福吉町	郡是製絲倉吉工場職員	
小原 尚作	明治四三、一一、一三	米子市西町七	坂口合名会社醸造部職員	
福田 傳市	大正 六、五、一〇	" 道笑町四丁目二一七	日ノ丸自動車米子支社工員	

◆鳥取縣告示第一百四十七号

鳥取縣公報

第二千百九十七号

昭和二十六年四月三日

(第三種郵便物認可)

七

次の者に対する小売販売業者内及び米穀とう精業者の業者登録をそれゝ取消した。

昭和二十六年四月三日

取消した業種	登録番号	鳥取縣知事	西尾愛治
小売販売業者内	一九六	小谷貴瑛	浦安米穀小売企業組合
米穀とう精業者	一四三	坂田房雄	坂田商店
"	一四四	鷺見義男	鷺見商店

郡町村名	事業区域名	鳥取縣知事	西尾愛治
西伯郡大山村	大山村	赤松部落の一部を除く大山村及び逢坂村松河原部落の一部	
日野郡八郷村	八郷村	八郷村及び大山村赤松部落の一部	

昭和二十五年十二月鳥取縣告示第五百九十二号により定めた西伯郡大山村の小売販売業者甲の事業区域を次のように定める。
改正し日野郡八郷村の小売販売業者甲の事業区域を次のように定める。

昭和二十六年四月三日

郡町村名	事業区域名	鳥取縣知事	西尾愛治
西伯郡大山村	大山村	赤松部落の一部を除く大山村及び逢坂村松河原部落の一部	
日野郡八郷村	八郷村	八郷村及び大山村赤松部落の一部	

◇鳥取縣告示第百四十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年十二月農林省令第百三号）第二十二条の規定により次の者に対し小売販売業者内の業者登録をした。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西尾愛治

八頭郡	鳥取縣知事	西尾愛治	
登録番号	代表者氏名	名稱	営業所々在地
二九三 大伊村	林 泰治	林精米所	柄谷八〇四
二九四 智頭町	古谷忠次郎	那岐農業協同組合	野原一七四
二九五 安部村	南口 喜秋	安部村"	安井宿八八四
二九六 中私都村	山崎 稔	中私都村"	下津黒八四
西伯郡	成実村	成実村農業協同組合	石井三二二
二九七 東長田村	斎木 光昌		中
二九八 北谷村	砂田 豊造		
東伯郡	谷口 幸人	北谷村農業協同組合	福本二二〇ノ一
二九九			

◇鳥取縣告示第百五十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年十二月農林省令第百三号）第三十五条の規定により次の者に対し米穀とう精業者

の業者登録をした。

昭和二十六年四月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥 取 市

登録番号

代表者氏名

名

営業所々在地

二四九

小谷辰治

材木町二二

二五〇

清水利夫

南行徳七二フ三

二五一

民木元造

末広温泉町

二五二

大河原禎壽

東品治三

二五三

田中節盛

岩倉四六二フ二

米子市

葛谷治市

立町三丁目一二

二五四

八頭郡

柘谷八〇四

二五五

東伯郡

岡田七ノ一

二五六

大伊村

安井宿八八四

二五七

小鶴村

行島町

二五八

清水英良

安部村農業協同組合

昭和二十六年四月三日印刷
昭和二十六年四月三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日発行 第三種郵便物認可)

印 刷 所

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣

鳥取市

東町

鳥取

印 刷 所

鳥取

縣